

議事 1 大三島におけるオンデマンド型交通の運行について

既にバス路線が廃止され（旧・盛線）、また、今後（出走線の）廃止が予定されている上浦地域住民の買い物や通院などの日常生活における移動手段の支援のほか、観光客向けの補完的な二次交通としての役割を果たすオンデマンド型交通システムの提供を通じて、交流人口、定住人口の改善を目指し、オンデマンド型交通「チョイソコ」の運行を開始しようとするもの（令和 4 年度…愛媛県による実証運行、令和 5 年度以降…今治市が引き継ぐ予定）

「協議会での協議が調っていること」が求められる内容

協議項目	内 容	備 考
運行態様	区域運行（道路運送法施行規則第 3 条の 3）	原則「 <u>路線定期運行</u> 」 ⇒ 協議会の合意により「区域運行」の実施が可能に
運行日、時間帯	月曜日～日曜日、8 時～15 時	
運行区域等	上浦地域と上浦・大三島地域中心地域の公共施設等を結ぶ区域（別添参照） 目的施設乗降場所：市役所支所、大山祇神社、大三島 B S、道の駅多々羅しまなみ公園、盛港ターミナル、その他、地域内の病院、スーパーなど 地域乗降場所：上浦町全域、大三島町宮浦の一部、大三島町台の一部	原則「 <u>大字、地区単位</u> 」 ⇒ 協議会の合意により、広範囲での設定が可能
車両数、使用車両	福祉改造車両（ワンボックス型） 2 台	（区域運行の場合）原則、 <u>営業所ごとに 3 両</u> ⇒ 協議会の合意により、地域の実情で認める
車両併用	乗合専用車両として利用	原則、異なる旅客運送種類をまたぐ車両の併用は不可 ⇒ 協議会の合意により併用を認める
運賃	○片道普通旅客運賃 大人 400 円、小人 200 円 ○片道特別旅客運賃 ・障がい者・65 歳以上高齢者・運転免許返納者は上記の半額 ・幼児（1 歳以上の未就学児）は保護者 1 名につき 1 名まで無料 ・乳児（1 歳未満）は無料 ○1 日乗り放題チケット 大人 1,000 円、小人 500 円	原則「 <u>上限運賃認可制</u> 」 ⇒ 協議会の合意により「協議運賃」の届出（ 任意の設定が可能 ） 手続き期間の短縮も可能 【参考】 出走→宮浦港（出走線）420 円/片道 大三島 BS→宮浦港（出走線、特急・急行便とも）290 円/片道
その他	車両の最大値、車庫の位置、収容能力 など	協議会の合意により手続き期間の短縮 あり

【参考】道路運送法第 9 条第 4 項

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について**地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調ったときは**、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、**あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる**。これを変更しようとするときも同様とする。

道路運送法施行規則第 4 条第 5 項（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出）

第九条 法第九条第三項又は第四項の規定により運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃等の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃等設定（変更）届出書を提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 設定又は変更しようとする運賃等を適用する路線
- 三 設定又は変更しようとする運賃等の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合には、新旧の運賃等（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）
- 四 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
- 五 実施予定日

同 第 9 条第 2 項

2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する**地域公共交通会議又は協議会において協議が調っていることを証する書類を添付するものとする**。